

岐阜地方最低賃金審議会 第2回岐阜県最低賃金専門部会議事録

令和8年8月3日（月）13:30～

岐阜合同庁舎4階B会議室

中家 賃金室長	定刻になりました。 本日は御多用のところ、また暑い中、令和8年度第2回岐阜県最低賃金専門部会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。 本日は全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。 なお、本会は公開審議としており、3名の方が傍聴されています。 それでは竹内部会長、よろしくお願いします。
竹内部会長	ただいまから、令和8年度第2回岐阜県最低賃金専門部会を開催いたします。 それでは議事に入ります。 議題1「岐阜県最低賃金の改正決定について」です。 まずは、事務局から配布資料の説明をお願いします。
加賀 賃金指導官	御説明いたします。 お手元の資料を御覧ください。 資料№1、1ページは7月28日に開催された第75回中央最低賃金審議会の資料のうち、7月29日に開催した第495回岐阜地方最低賃金審議会に間に合わなかった資料です。 資料№2、12ページは岐阜県総合企画部統計課が公表している「岐阜市消費者物価指数（令和8年6月）」です。 資料№3、13ページは岐阜労働局職業安定部職業安定課が公表している「雇用失業情勢 有効求人倍率の状況」です。 資料№4、14ページ「岐阜県の経済状況に関する補足資料」。資料№5、24ページ、「岐阜県生活関連物資価格動向調査 5月調査結果から」は、当局において作成したものです。

	この資料に関しましては、後ほど労働基準部長及び賃金室長より説明いたします。 あと、最後に資料のナンバーが付いていないものがあります。「産業別最低賃金」と書いてある資料の裏面に「実質賃金指数」と入っている資料がお手元にあるかと思います。こちら資料編纂の際に間に合いませんでしたが、毎月勤労統計調査の令和8年5月分の結果を基に作成した資料でございます。 私からの説明は以上となります。
上田 基準部長	続いて説明させていただきます。 まず、14 ページ、資料№4「岐阜県の経済状況等に関する補足資料」をご覧ください。 16 ページは、物価動向の指標として、岐阜県統計課が公表している岐阜市の消費者物価指数の推移です。 前年同月比でみた場合、食料品の寄与度が大きくなっております。2026 年 6 月の消費者物価指数の「総合」は+2.5%、「生鮮食品を除く総合」は+2.3%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+2.7%となっております。 17 ページは、同じく物価動向として地域間の物価水準を示す消費者物価地域差指数（東海）です。 この指数は全国平均を 100 として、地域ごとの物価水準を比較するものです。 東海地域と比較した生活コストの水準を把握できます。単なる物価上昇率だけでなく、地域ごとの生活費負担の違いを考慮する際の参考指標となります。 なお、令和7年6月27日公表の2024年（令和6年）の結果が、現在総務省から公表されている最新データとなります。 2024 年の消費者物価地域差指数（総合）をみると、岐阜県は全国 44 位。費目別では、交通・通信、諸雑費、家具・家事用品が高くなっています。特に岐阜県は、住居に係る物価の低さが突出しているのが特徴です。 18 ページは、岐阜県景気動向指数です。 景気動向指数は、生産、雇用、消費など複数の経済指

標の動きを統合し、景気の現状把握及び将来予測を示す指標です。指数が上昇している場合は景気拡大の動き、低下している場合は景気の足踏みや弱含みを示唆しています。

2026年4月、景気動向指数の一致指数、先行指数ともに前月と比較し上昇しております。

19ページは、日銀短観による東海地域業況判断DIの推移です。日銀短観の業況判断DIは、「良い」と回答した企業割合から「悪い」と回答した企業割合を差し引いた指標です。2000年前半に大きく低下しておりますが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移しており、直近では横ばい状態です。

なお、「9月(予)」とあるのは、直近の調査時における3か月後の予測を示しています。

20ページは、岐阜県における法人企業景気予測調査になります。この調査は、県内企業が現在および先行きの景況をどのように見ているかを把握するもので、企業活動の実態を示すデータになります。全産業の現状判断は「下降」超、令和8年7月から9月期は「上昇」超に転じる見通しとなっています。

21ページをご覧ください。春闘賃上げ率と所定内給与の対前年増加率になります。春闘結果については、HPで公開されている連合岐阜の資料を参照しております。

2026年春闘の第1回回答集計(3月25日)で、定昇相当込みの賃上げは、賃上げ額 19,058 円、賃上げ率 6.14%。最終の第6回回答集計結果(7月3日)の賃上げ額・賃上げ率は、16,010 円、5.00%となっています。このうち、300人未満の中小組合においては 14,216 円、4.98%となっています。

一方、2025年平均では、常用労働者の所定内給与の増加率は物価の上昇率を下回っている状況となっております。

22ページは、東海地域の所定内給与です。

年齢構成や勤続年数の違いなどにより単純な比較は

	困難ではありますが、常用労働者の所定内給与は 2000 年平均と 2025 年平均を比較すると、東海地方全ての県で減少しているのがわかります。岐阜県は、13,736 円（5.5%）減少しています。 最後の 23 ページは、県内総生産額と一人当たりの県民所得になります。県内総生産額は地域経済全体の規模を示し、一人当たり県民所得は地域の経済力や所得水準を把握するための指標です。 岐阜県の県内総生産額(名目)の伸び率は(同 18.1%)となっており、2023 年度の一人当たり県民所得は、326.4 万円となっています。 私からは以上です。
中家 賃金室長	続きまして、資料№ 5、24 ページをご覧ください。 この資料は、第 1 回専門部会において労働者側委員から要望のありました、ガソリン価格に係る資料になります。岐阜県が公開している資料となっております。例年岐阜県の方で 5 月、7 月、11 月、3 月と調査をしている 1 リットル現金売り消費税込みの金額の推移になります。そして一番下は、県下各地域の金額が載っております。 その他、資料目次には載せておりませんが、労働者側委員からと使用者側委員から資料の提出を受けております。 以上です。
竹内部会長	それでは、配布資料について、御質問等はございますでしょうか。 労働者側委員いかがでしょうか。
栗本委員	特にございません。
竹内部会長	使用者側委員はいかがでしょう。
澤村委員	特にございません。
竹内部会長	それでは、次に 7 月 29 日の本審で目安の伝達を受けましたが、中央最低賃金審議会からのビデオメッセー

	ジがまだ届いておりませんでした。 ビデオメッセージについて、事務局から提案をお願いします。
中家室長	答申に関しまして、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会における審議の参考となるよう、「令和 8 年度地域別最低賃金改定の目安について中央最低賃金審議会の答申を踏まえた、地方最低賃金審議会委員へのビデオメッセージ」が届いております。 今から御視聴していただきます。
(ビデオ視聴)	
竹内部会長	それでは、中央最低賃金審議会からのメッセージにも留意した審議をすることといたします。 よろしいでしょうか。 では、議事を進めさせていただきます。 第 1 回専門部会では、労使双方から岐阜県最低賃金の改正に関して、基本的な考え方についての御意見を伺いました。 労働者側からは、4 点ありました。 1 点目、春闘での 3 年連続での 5 % 台の賃上げの流れを、全ての働く人へ波及させ、賃上げが消費の拡大と企業収益の向上につながり、更なる賃上げにつながる好循環を岐阜県全体に広げていく必要があること。 2 点目、実質賃金は改善の兆しが見られる一方で、物価高は依然として続いている状況にあるが、最低賃金は全て労働者にとっての生活を支えるセーフティネットであり、安心して働き生活できる水準を目指すべきと。 3 点目は、地域経済を支える人材確保の観点からも最低賃金の地域間格差の解消を着実に進める必要があるという事。 4 点目、最低賃金改正の効果を 1 日でも早く労働者へ届けるために 10 月 1 日発効を目指すべき。 こういった御意見であったと思います。

	使用者側からは、 審議にあたって、最低賃金法に定める法定の三要素である、生計費、賃金、通常の賃金支払い能力に基づいて、データを丁寧に確認しながら岐阜県の経済実態をしっかりと踏まえた上で審議に臨みたい。 その上で、使用者側としては、最低賃金を一定程度引き上げる必要性は理解しているものの、岐阜県は中小・小規模事業者比率が高く、大幅な引上げは中小・小規模事業者に与える影響が大きいこと。 それら中小・小規模の事業者の実情に配慮した議論が必要になること。 また、中東情勢の影響や価格転嫁の状況についても厳しい状況にあることを訴えていきたい。 といった御意見であったと思います。 本日、個別に御意見を伺う前に、改めてこの場で発言しておきたいことがございましたらお伺いしたいと思います。 それではまず、労働者側委員からお願いします。
和泉委員	地域別最低賃金の決定に至っては、全ての労働者が健康で文化的な生活を営むことができる賃金水準を確保するという、制度の原点に戻る必要があると思います、労働者の生計費について話をさせていただきたいと思います。 現在、岐阜県の物価上昇が労働者の生計を去年に引き続き直撃しております。岐阜市の生活物価指数は、前年同期と比べ3.5%上昇しているという事で、生活に欠かせない支出が家庭を圧迫しているというところです。 これは、最低賃金近傍で働く労働者ほどその影響が深刻であると考えております。最低賃金で働く労働者からは、特に成長期の子供がいるところに至っては、この物価上昇により、食べさせてあげたいけれど、おかずを減らさなきゃいけない、あるいは、安売りの情報ですね、ネットで隅から隅までチェックしてそこに買いに行く、あるいは、この猛暑ですので通常であれ

	ば朝はエアコン消して窓を開けるところ朝からエアコンをつけて、夜も熱帯夜ですからずっとつけておかなきゃならない。電気料金は政府からの補助金があるとはいえ、電気を使う時間が長くなり電気代が非常に心配なところであるというところであります。 実際に消費者意識調査でも、1年前と比べた暮らしについては、変わっていないが61.4%、一方で、やや苦しくなった、苦しくなったが合わせて、28.2%となっておりますので、多くの家庭が生活の厳しさを感じているというふうに思っております。 さらに帝国データバンクの調査では、本年8月だけで飲食料品が2,311品目の値上げが予定されており、本年1月から11月までの値上げ品目は、18,347品目に達する見込みとなっており、前年を上回る勢いになっているという事で、生活必需品の価格上昇は依然として続いているというところです。 一方で、賃上げについては賃上げが進んでいますけれども、まだまだ物価上昇にそれが上回っていないため実質賃金は依然としてマイナスの状況が続いているというところです。特に生活必需品への支出割合が高い最低賃金近傍の労働者ほど、その影響は大きいというふうに思っておりますので、私たち労働者側は、今、賃金が上がれば生活が豊かになるという段階ではなくて、賃金が上がらなければ生活が維持できない局面にあることを認識しながら、今後の審議に向かっていきたいと思っております。 以上でございます。
竹内部会長	続きまして、使用者側委員からお願いします。
澤村委員	配布していただいた使用者側資料について、番号が1から4までありますが、まず、岐阜県経営者協会の方から提出させていただいた資料について御説明させていただきます。 1ページ目でございますけれども、岐阜県経営者協会が実施しました2026年の春季労使交渉賃金改定調

	査です。今回、増加率 4.21%という事でございます。中段にあります棒グラフをご覧いただくと、企業によって上げ幅に大きく幅があるということで、全く上げなかった、ゼロというところも 4 社ございました。また、一番下の円グラフでは賃金交渉の前提となる企業の業績、昨年と比べたところ、プラスが 44%、変わらないが 31%、マイナスが 26%という結果でございました。 続いて次ページ 2 つ目ですが、会員企業を対象に実施しました中東情勢の影響についてのアンケート結果です。今年 5 月に実施しまして、140 社から回答がございました。影響が既に出ていると回答した企業が約 7 割ございました。具体的な影響は、原材料仕入れ価格の高騰、続いて、部品製品の調達難、岐阜県内企業の規模・地域・業種にかかわらず深刻な影響が様々な分野に波及しているというところがございました。 3 つ目でございますが、3 ページ目、同じ会員企業対象に回答をいただきました、価格転嫁の状況について 138 社から回答いただきました。結果は円グラフのとおりとなっております。そのグラフの下に、価格転嫁の推移が載せてありますが、2 年前より同様の調査を経営者協会で行っておりまして、この審議会でも昨年、一昨年と御報告させていただいております。2 年前から行政の働きかけ支援によって徐々に改善していた状況が見て取れますが、今回、赤枠囲み部分のところを見ますと、これは中東情勢による影響が大きいと思いますが、全くできていない企業が 23%あり、昨年と比べて大きく後退している状況が見て取れるかと思えます。 依然、先行きは見えない状況の中、企業の現状に御理解いただければと思います。 私の方は以上です。
浅井委員	それでは、続きまして私の方から資料に沿って御説明をも仕上げたいと思います。 資料番号 3 の岐阜県中小企業団体中央会提出資料 5

ページをお開きください。

生計費・賃金・支払い能力の法定３要素に基づいて、それぞれ資料を準備いたしましたので、一つずつ御説明を申し上げます。

６ページをお開きください。総務省の消費者物価地域差指数でございます。これは、先ほどの労働局の方から説明あった資料のデータと同じものでございますけれども、私の方としては全国の比較を図にしたものをお示しております。全国平均を１００としたときに、一番左側の東京都は１０４．０と非常に高くなっております。一番右側が群馬県の９６．２と非常に低くなっておりまして、地域別の差がはっきりと出ているという状況でございます。この中で、岐阜県は右側から４番目という事で、全国順位でいきますと下から４番目という非常に低い物価の状況でございます。近隣県につきましては、青枠で囲ってありますが、愛知、静岡、滋賀、富山、三重、石川といったところで、いずれも他県の方が高くデータが出ている状況でございます。

続きまして、賃金について準備したデータが７ページでございます。こちらは令和７年の都道府県別賃金の厚生労働省の賃金構造基本統計調査のデータでございます。全国計が３４万６００円ということで、一番左側に出ておりますけれども、中段のあたりにこの東海地区が出ておりまして、岐阜は３１万１,８００円、静岡が３１万４,５００円、その右が愛知の３４万１,６００円と、近隣県と比べましても、岐阜の賃金は非常に低い状況であるというデータでございます。

続きまして、８ページ以降は支払能力に関するデータでございます。８ページ、下請け比率と書いてございますけれども、今は下請けという表現はあまり使っていないということで、この当時の統計指標としては「下請け比率」というふうに出ておりますので、この様に表現されておりますことを予めご説明申し上げます。この８ページの上段の表を見ていただきますと、グラフとしては見にくくなっておりますので、文字の

ところで見ていただきますと、青字で製造業、これは製造業に限ったデータでございまして、製造企業の3段落目に、下請け企業の割合を地域別に見ると、岐阜県の70.9%が最も高いということで、全国的に横並びにしますと、岐阜県の下請け比率が非常に高いという状況でございます。

何が言いたいかと言いますと、先ほど経営者協会からのデータでもありましたが、価格転嫁はなかなか難しいという状況は、岐阜県の場合、このような下請け比率が高いという状況からも言えるのではないかとということでお示ししたデータでございます。

次に9ページをご覧くださいと、こちらは帝国データバンクが調べた倒産の状況でございまして、今年の上半期1月から6月のデータを並べたものでございます。岐阜県におきましては、103件、負債総額113億円におよんでおりまして、前年同期比で4割近く、負債総額でも3割を超えるという非常に大きい倒産の状況がでございます。全国的にも同じような状況がある中で、全国の比率を大きく上回っているということをデータでお示しているものでございます。

続きまして、10ページを御覧ください。こちらは、日本商工会議所が最低賃金の影響に関する調査ということで、今年3月に実施したものです。全国データということで、岐阜県特有ということではないですけれども、非常に厳しい状況であるということをお示しするということで参考にお付けしております。

下の枠の中に最低賃金にかかる負担感というところがございまして、最低賃金を引き上げたとするところが全体で45.1%、地方では46.6%、都市部では37.0%となっております。それに対して、負担感を感じている企業がその下にありまして、全体で76.6%が大いに負担、多少負担をあわせますと8割近くの声が上がっている状況でございます。また、都市部よりも地方の方がその影響率は大きいという声が聞こえております。

	続きまして、11 ページの資料になりますけれど、こちらは私ども中小企業団体中央会の方で、70 業種の業界組合の調査を毎月行っております。それをこの3か月、4、5、6月のコメントとその数値をグラフにしたものでございます。よく言われている景況感というのは、グラフの中で下から2番目のグラフになりますけれど、この景況感だけを見ますと、ここ数か月ずっと横ばいできていると、多少ちょっと悪くなってきているかなという状況でありますけれども、注目頂きたいのは、4、5、6月において一番下の収益状況、それから3つ目の資金繰りが、非常に厳しくなっているという状況でございます。この要因は何かというところが下のポイントというところに、コメントとして載せているわけですが、これも先ほど経営者協会様からの話でありましたように、中東情勢の影響が非常に出てきておりまして、原材料、資材、燃料価格の高騰、調達難というのが、各業界において、特にオイル関係とか、建築関係とか、そういうところに大きく出てきている状況でございます。 数字的にはこのような状況ですけれども、その具体的なコメントとして上がってきたものが12 ページ、抽出ではございますけれども、中東情勢の悪化による影響ということでコメントを抜粋しております。直近の5月、6月ですと、下から3つ目、「資材等、ナフサの影響もあり仕入れ価格が上昇するのみでなく仕入れが滞っている」といった声。その下の建設業界におきましては、「接着剤、ビニール管の不足による工事ストップ」。さらにその下の運輸業も「エンジンオイルの不足、ストレッチフィルムの供給制限、大幅な値上げ」ということで、非常にコストが、企業物価が上がっているという声が多数寄せられているというところでございます。 私の方からは以上になります。
大脇委員	最後、私の方からでございます。資料は13 ページになります。

私が所属しております団体の商工会は小規模な事業者が多い団体でございます。小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低く、そうした中で、最低賃金は企業の経営状況にかかわらず労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となるということも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があるものと考えております。

岐阜県の審議会におきましても法の３要素に基づいての審議が基本だと考えておりますが、このうちの企業の支払能力につきましては、引上げにより影響を受ける規模の小さな事業者について考えることが重要であると認識しております。そこで、その小規模事業者に係る状況につきまして、アンケート調査を実施しましたので、その実態を御理解いただきたいと思います。

それでは 14 ページになりますが、最低賃金に係るアンケート結果、令和 8 年 5 月の調査でございます。基本情報ですが、県内町村部を中心に商工会が 42 ございます。その商工会の経営指導員が調査を行いまして、77 事業者に御協力をいただくことが出来ました。従業員の規模といたしましては、商工会会員の 5 人以下の事業者が 85%、20 人以下の事業者が 95%でございますので、その比率を念頭に調査いたしました。

15 ページです。昨年度の最低賃金の引上げに対する対応は、(1)の「最低賃金を下回ったため、最低賃金まで引き上げた」が 16 事業者、(2)の「さらに最低賃金額を超えて賃金を引き上げた」が 6 事業者で、併せて 22 事業者、全体の約 3 割が最低賃金を下回っていたため、賃金を引き上げたということでございます。

次に 16 ページです。昨年度の引上げによる影響というところでございますけれども、(1)「想定以上の引上げであり経営上の影響がある」が 17 事業者、(3)の「想定通りの引上げであるが、経営上の影響がある」が 15 事業者で、影響があるとしている事業者が全体の 6 割以上を占めております。この経営上の影響がある

とした事業者につきまして、最低賃金引上げの負担感を聞いてみたところ、その下の表になりますけれども、97%の事業者が(1)の「大いに負担になっている」、(2)の「多少負担になっている」としているところでございます。

続きまして17ページは、令和8年度の賃上げ状況についてですけれども、欄外にまとめておりますが、欄外の1つ目の記載のとおり、予定を含みまして賃上げを実施した割合は、(1)、(2)、(3)の合計83.1%でございます。

なお、表には載せておりませんが、欄外の2つ目の丸、売上げ規模1億円以上の事業者では78.8%は、予定を含む賃上げを実施しているとしている一方、売上げ規模2千万円未満では40.0%に留まり、規模による格差が生じております。その下の3つ目の丸ですけれども、営業利益が減少している事業者でも、その88.0%が身を削って、予定を含めてですが賃上げを実施しており、厳しい状況が伺えます。さらにその下の丸ですけれども、予定を含む賃上げのため、46.9%の事業者が経営者又は役員報酬を減額して対応しているというところでございます。

次に18ページです。価格転嫁の状況につきまして、また欄外に記載しておりますけれども、「価格転嫁が全くできていない」、或いは「1～3割しか出来ていない」という厳しい事業者は表の(5)、(6)、(7)の合計で50.6%に上り、まだまだ引き続き厳しい状況となっております。

また、表には具体的に載せませんが、その下でございまして、種目別にみると労務費の価格転嫁が厳しい事業者は54.5%と、労務費に関しては更に厳しい状況となっております。

また、もう一つ下の丸でございまして、多くの事業者が中東情勢の影響を受け、急激な価格上昇に価格転嫁が追い付かず厳しい状況に置かれております。また、商品、原材料、燃料の調達難も発生し、受注

があっても対応できない、営業活動に支障が生じているといった悲痛な声も寄せられております。特に小規模事業者は価格交渉力が弱く、仕入れ先の変更や代替調達も容易でないため、原材料価格やエネルギーコストの上昇がそのまま収益圧迫につながっております。

次に 19 ページです。令和 8 年度以降対応可能な最低賃金の引上げ水準については、(1)、(2)、(3)の合計で、「3%未満」が 65%を占めております。

20 ページです。大幅な最低賃金引き上げが行われた場合、想定される自社への具体的な影響についてですが、(1)「設備投資の抑制等」が約 6 割、(3)の「事業継続が困難」、あるいは(4)「従業員の削減」をそれぞれ約 2 割の事業者が選択しておりまして、大幅な引上げとなれば多くの中小企業・小規模事業者の経営を直撃し、地域経済に深刻な影響をもたらす懸念があると考えます。

続きまして、21 ページです。賃上げ、最低賃金引き上げへの対応のために政府等に求める支援策についてでございます。(1)の「賃上げにより負担が増加している社会保険料や税の負担軽減」が最も多く、続いて(2)、(3)の「助成金に対し、拡充だけでなく使い勝手の向上、手続きの簡便化」を求める声が多くあります。これにつきましては個別の意見でも出されております。

最後 22 ページ、自由記述でございます。寄せられたものの中から代表的な意見を紹介させていただきます。

①、②は物価高騰に価格転嫁が追いつかず賃上げ原資がなく、事業継続も難しくなっているという御意見。③から⑥につきましては、最低賃金引き上げのため正社員、役員の給与の削減をせざるを得ない。あるいは、中間層への賃上げが出来ない。また正社員の給与アップが出来ない。アルバイトの雇用が出来なくなったといった御意見がございました。⑦は、年収の壁の内税金に関する壁が改善されたが、社会保険に関する新しい

	壁が起こり、労働力不足となるという御意見でございます。⑧は、助成金等の新規手続きは小規模事業者には負担が大きいとして簡素化を求める御意見でございます。 アンケート調査の説明は以上でございますが、このような厳しい状況、小規模事業者の支払い能力を踏まえまして、最低賃金の改正決定を行わなければならないということはもちろんでございます。 あわせてお願いしたいのは、中小企業・小規模事業者が賃上げできる環境整備の実現に向けまして、賃上げ原資の確保につながる取組など昨年と同様、今年度も審議会として提言することが必要だと考えております。 以上でございます。
竹内部会長	ありがとうございました。 労使双方から詳しい御意見をいただきました。
栗本委員	すみません。発言よろしいでしょうか。
竹内部会長	はい、どうぞ。
栗本委員	労側の提出資料として、2024 連合リビングウェイジを提出させていただきました。このリビングウェイジの内容ですけれど、資料 4 ページをお開きください。連合のリビングウェイジとしましては、労働者は最低限の生活を営むのに必要な賃金水準を、連合が独自に試算したものとなります。春季生活闘争におきまして、最低到達水準を決定する際の参考指標として、地域別最低賃金審議会における金額審議の際の主張の根拠として、また、企業内最低賃金を定める際の参考資料として、活用しているというものになります。 連合としましては、このリビングウェイジを設定したのが 2003 年で、以降、おおむね 5 年ごとに改定をしております。前回改定したのは 2024 年となります。本日提出しているのは、その際の改定したものの報告書となっております。試算にあたっては、これまでの考え方を踏襲しながら物価変動でありますとか生活スタ

	イルのなど様々な情勢の変化を踏まえて算出しております。 本日 2024 年改定の報告書ではございますが、次の改定は 5 年度毎ということで少し先となるわけですが、近年の経済状況から、次の改定時期を待たずに、昨年の 2025 年 9 月に金額改定をしております。改定した内容につきましては、16 ページに全国のデータを付けております。このデータで黄色のマーカーで色付けしておりますが、岐阜県のリビングウェイジは時間額では 1,140 円、自動車保有の場合は 1,450 円となります。 リビングウェイジの説明につきましては以上でございます。
竹内部会長	ありがとうございました。 労使双方から御説明をいただきました。 岐阜県内の労働者、特に最低賃金近傍で働く労働者の現状や、岐阜県内の企業、特に中小、小規模事業所の状況、これらのことにつきまして、資料や具体的な数値をいただいて、御意見をいただいたと考えます。 それでは、これより、公労・公使で個別にお伺いしたいと思います。 まずは、公労の二者協議から始めたいと思います。 事務局から連絡事項をお願いします。
中家 賃金室長	それでは、公労の二者協議を行いますので、公労使各委員の皆様はそれぞれの控室で待機をお願いします。 傍聴人の皆様に御案内申し上げます。 公労使三者の審議が再開されるまでの間は傍聴席でお待ちいただきますようお願いいたします。
(公労、公使の二者協議を実施)	
竹内部会長	それでは、大変お待たせしました。 公労使三者の審議を再開いたします。 公労、公使の二者協議を行いましたので、その内容について御報告いたします。 まず、労側の主張として、連合リビングウェイジ、こ

	の調査結果を尊重したい、大事にしたいという事で、その結果に基づいて 1,140 円を提示されました。現状 1,065 円に対し 75 円プラスで、目安の 56 円に対して 19 円高い金額でした。 使側の方は、第 1 回専門部会資料の 203 ページ、賃金改定状況調査の第 4 表の③、一般労働者とパートタイム労働者の賃金上昇率、産業計 3.7%、39 円引上げの 1,104 円を提示されました。ちなみに目安額 56 円に対して 17 円低い額となります。 最初に提示された額について、様々な根拠等についてそれぞれ御説明いただきました。 金額が 36 円と開きが大きいですが、明日具体的に検討させていただきますけれど、目安が出ていますので、目安の考え方としては、物価上昇の数値、これは何を採るか様々あり難しいですが、その物価上昇のプラス 1 %程度上回る賃金上昇のノルムとするようなことが目安の文章の冒頭に書かれておりますが、それを一つの参考にしつつ、それから最低賃金の役割として、労働組合のある企業さんの春闘結果のようなものは、労働組合が無い会社さんの従業員の皆さん全体に行き渡るという意味合いもあると思われ、春闘相場的なものもひとつの基準になりますよね、というようなお話をそれぞれの二者協議で意見交換させていただきました。 今日初めて提示された数字などもございますので、次回の明日の午後まであまり時間はありませんが、持ち帰っていただいて御検討いただいて、明日、議論を深めることができると考えております。 以上でございますが、御意見、御質問等ありましたら伺いたいと思います。 まず労働者側、何か御質問などございますか。
栗山委員	特にございません。
竹内部会長	使用者側はいかがでしょうか。

澤村委員	特にございません。
竹内部会長	そのほか、よろしいでしょうか。 それでは、本日の審議はここまでといたします。審議結果を持ち帰っていただきまして、次回御議論していただければと思います。 次に、議題2「その他」ですが、事務局から何かありますか。
中家 賃金室長	予定している議題はありません。
竹内部会長	労使双方から何かありますか。
各委員	(発言無し)
竹内部会長	それでは、これをもちまして閉会といたします。 次回の専門部会は、明日8月4日(火)午後1時30分から、会場は変わりまして5階共用第1会議室で開催しますので、よろしくお願いします。 お疲れ様でした。